

茨木市立地適正化計画に係る庁内連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の作成及び見直しを円滑かつ適切に進めるため、茨木市立地適正化計画に係る庁内連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の検討及び作成に関すること。
- (2) 立地適正化計画の見直しに関すること。
- (3) その他立地適正化計画に関し必要なこと。

(組織)

第3 連絡協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は都市整備部長の職にある者を、副会長は企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等)

第4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第6 連絡協議会に、次に掲げる事務を分掌させるため、研究会を置く。

- (1) 立地適正化計画の作成に係る情報の収集に関すること。
- (2) 立地適正化計画の作成に係る庁内関係各課間の総合調整に関すること。
- (3) 立地適正化計画の作成に係る調査研究に関すること。
- (4) 立地適正化計画に係る方針及び施策の検討及び評価に関すること。
- (5) 立地適正化計画の見直しに係る調査研究に関すること。
- (6) その他立地適正化計画に関し必要な調査研究に関すること。

- 2 研究会は、座長及び研究会員をもって組織する。

- 3 座長は、都市政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 研究会員は、別表第2に掲げる課に属する職員のうちから、当該課の長の推薦を得て、会長が指名した者をもって充てる。
- 5 座長は、研究会を代表し、研究会の会務を総理する。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する研究会員がその職務を代理する。
- 7 座長が必要と認めたときは、研究会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 座長は、研究会における議事の内容を必要に応じて連絡協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7 連絡協議会及び研究会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

危機管理監 危機管理課長 政策企画課長 財政課長 市民会館跡地活用課長
文化振興課長 地域福祉課長 医療政策課長 健康づくり課長 こども政策課
長 商工労政課長 都市政策課長 北部整備推進課長 交通政策課長 教育委
員会教育政策課長

別表第2（第6関係）

総務課 危機管理課 資産税課 政策企画課 財政課 財産活用課 市民会館
跡地活用推進課 文化振興課 地域福祉課 障害福祉課 医療政策課 健康づ
くり課 長寿介護課 こども政策課 子育て支援課 保育幼稚園事業課 商工
労政課 農林課 環境政策課 都市政策課 居住政策課 審査指導課 北部整
備推進課 市街地新生課 交通政策課 道路課 建築課 公園緑地課 下水道
施設課 消防本部総務課 水道部総務課 教育委員会教育政策課